

平成 24 年 4 月 25 日

「家計調査」に係る統計調査員による不正事務の発生とその対応

総務省が実施している家計調査において、愛知県の統計調査員により、不正な事務処理が行われていたことが判明しました。本事案の経緯と今後の対応については以下のとおりです。

1 経緯

家計調査は、統計上の抽出方法に基づき選定された全国約 9 千世帯の方々を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債等を毎月調査しています。

調査は、国から都道府県への法定受託事務として実施されており、各都道府県の指導の下、都道府県知事が任命した調査員が世帯を訪問して、調査票（家計簿等）の配布・回収を行っています。

今回、愛知県の統計調査員が、平成 23 年 12 月分から 24 年 3 月分までの調査について、担当している世帯（ ）に調査依頼をせず、自ら架空の調査票を作成し、提出していたことが愛知県の審査により判明しました。

平成 23 年 12 月分から 24 年 2 月分までは 7 世帯、24 年 3 月分は 13 世帯

2 今後の対応

- (1) 総務省としては今回の事案を重く受け止め、都道府県に対する指導を通じ、統計調査員への指導監督の徹底、調査票に対する審査の強化等の再発防止策を講じ、調査の適切な実施に万全を期してまいります。
- (2) 本事案による公表結果（二人以上の世帯）への影響は平成23年12月分から24年2月分までの6世帯であり、全国における消費支出への影響の試算は、下表のとおりです。また、今後、本事案の影響を受けた期間については、正しく調査された調査票のみを用いた集計を改めて行い、その集計結果を後日ホームページにおいて公表してまいります。

表 全国の消費支出への影響の試算（二人以上の世帯）

（単位：円）

	平成 23 年 12 月分	平成 24 年 1 月分	平成 24 年 2 月分
試算値	328,080 (0.3)	283,124 (-2.1)	267,855 (2.7)
公表値	327,949 (0.3)	283,118 (-2.1)	267,895 (2.7)
差	131 (0.0)	6 (0.0)	-40 (0.0)

注) () は対前年同月名目増減率（単位：％）

【連絡先】総務省統計局統計調査部消費統計課

企画指導第一係

担 当：課長補佐 田村 係長 会田

電 話：03 - 5273 - 1172 (直通)

F A X：03 - 5273 - 1495

E - mail：w-kikaku1@soumu.go.jp